「成績評価の在り方」に関する論点

1 基本的な方針

司法修習の課程では、平常成績について厳格な評価を行うとともに、最終試験である司法修習生考試(二回試験)によって法曹資格を与えるにふさわしい資質・能力を備えているかどうかを判定することでよいか。

- 2 実務修習・集合修習における成績評価
 - (1) 成績評価の基本的考え方

成績評価においては,法的分析能力,事実認定能力,説得的な表現能力等を基本的な評価の観点とし,各課程ごとにその達成度を評定するものとすることでよいか。

(2) 実務修習における成績評価

分野別実務修習では,4段階程度の絶対評価を基本とし, 各分野ごとの評価の観点をできるだけ明確化するとともに, 可能な限度で相対評価も加味することでよいか。

総合型実務修習では,一定のランク付けを伴う成績評価は行わず,提出されたレポート,個別の修習先のコメント等に基づき,当該課程において有意義な修習を行ったか否かを判定することでよいか。

(3) 集合修習における成績評価

集合修習では,6段階程度の相対評価(ただし,不可は絶対評価)を基本とすることでよいか。

3 司法修習生考試(二回試験)の在り方

司法修習生考試については,実務修習,集合修習の平常成績重視等の観点から,その方法を現在より簡素化することでよいか。

司法修習生考試の内容は,基本5科目について修習記録等を使用した筆記試験とし,口述試験を廃止することでよいか。

* 司法修習及び司法修習生考試の成績開示について,どのように考えるべきか。